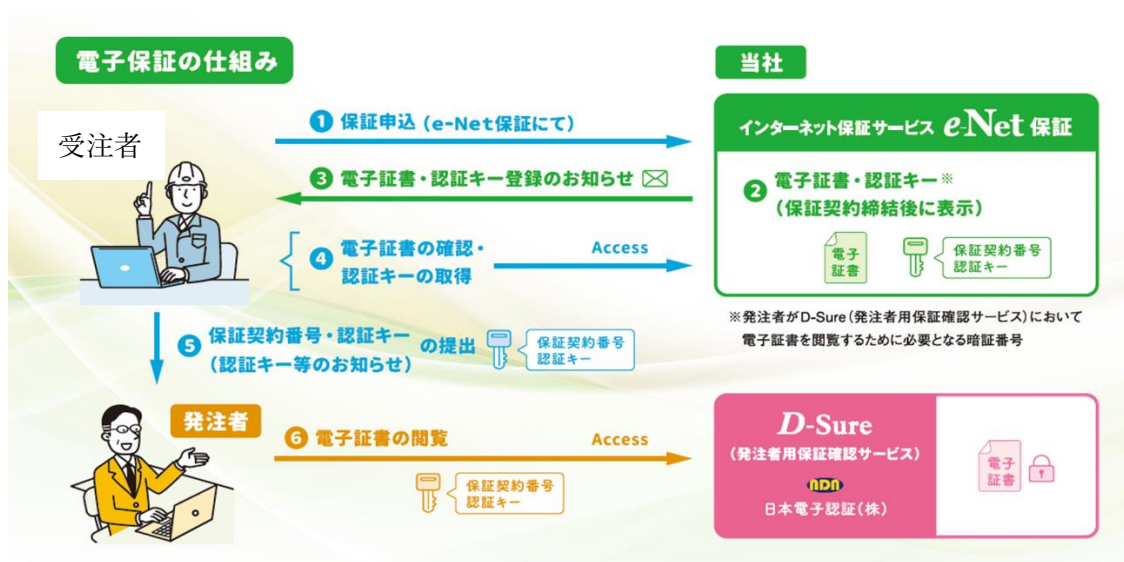


市発注工事等の契約保証及び前払金保証の電子化について

令和 7 年度より市発注工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証・前払金保証の保証書等について、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）での提出が可能となりますのでお知らせします。現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）です。なお、紙媒体の保証証書等による提出も引き続き可能です。詳しくは、以下のとおりになります。

※受注者様は、西日本建設業保証株式会社が運営する「インターネット保証サービス e-Net 保証」を利用して手続する必要があります。



※提出方法等は、契約時まで、保証事業会社より発行された電子保証による「保証契約番号」と「認証キー」の情報【電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ】をメール又は紙面にて契約担当課へ提出してください。

(契約担当者は以下のとおり)

入札案件に係る契約保証・・・管財課 契約管財班

上記以外の前払金保証及び中間前払金保証、契約保証・・・各発注課

(資料) 電子補償のご案内